



# 弁護団だより

## みんなして

No.30 発行 2014年7月

「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発事故被害弁護団  
TEL：03-3379-6770

※題字「みんなして」は、加藤芳文弁護士の筆によるものです。

### 【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
5月28日 東電、飯館村蕨平地区住民に関するADR和解案を拒否	6月01日 集団訴訟説明会（南相馬市） 6月01日 集団訴訟説明会（須賀川市） 6月04日 第39回公害被害者総行動 ～05日
6月04日 文科副大臣、慰謝料増額に消極姿勢。浪江村住民に対するADR和解案を受けて	6月07日 集団訴訟説明会（福島市） 6月08日 集団訴訟説明会（福島市） 6月08日 集団訴訟説明会（相馬市）
6月05日 東電株主、「吉田調書」開示求め国を被告に行政訴訟を提起方針	6月08日 集団訴訟説明会（大玉村） 6月12日 集団訴訟説明会（郡山市） 6月14日 集団訴訟説明会（今帰仁村）
6月10日 栃木県北ADRを考える会、表土除去除染費用の負担を求めてADRへ集団申立て方針（6月10日）	6月15日 集団訴訟説明会（那覇市） 6月15日 集団訴訟説明会（南相馬市） 6月15日 集団訴訟説明会（矢祭町） 6月16日 集団訴訟説明会（郡山市） 6月17日 集団訴訟説明会（会津若松市）

## 福島県知事・県議会議長・県議会各会派へ要請を行いました！

### 1. 初めての県に対する要請

6月30日、原告団・弁護団は、福島県知事、県議会議長、県議会各会派に対し、裁判への支援とともに、東京電力の不誠実な主張の撤回などを求める要請を行いました。原告団による県関係者への要請は今回が初めて。福島県内各地から50名が参加しました。



要請したのは、①年間20ミリシーベルト以下の被ばくは何らの権利侵害にあたらぬ、技術的に原状回復が可能だとしても費用がかかりすぎるので一企業の手には負えない——とした東京電力の不誠実な主張について撤回を求めること、②裁判所の決定に従い、事故前に試算していた津波被害に関する一切のデータを開示するよう東京電力に求めること、③環境省が提案した達成すべき空間放射線量の目標値の引き上げに反対すること、④国にも法的責任があることを前提に、被害救済に積極的・主体的に関与するよう国に求めること、の4項目です。

### 2. 県民を代表する訴訟として

県知事に対する要請の際、中島孝・原告団長は、「生業訴訟は原告だけの裁判でなく福島県民を始め、被害者を代表した訴訟」と強調し、「県も腕を組んで一緒に努力してほしい」と訴えました。

対応した県生活環境部は、個別の訴訟についての言及は控えたいとしながらも、「事故の原因者であ

る東京電力が県民の声を受け止めきちんと対応するべき」と述べ、国の責任についても、「原発を推進してきた国の責任は重い。原状回復などを進める責任がある」と明言しました。また、「除染の長期目標について年間1ミリシーベルトを堅持すべきとの考えは変わっておらず、国にも要望しているし、県としてしっかり取り組む」とし、被害者に対する賠償についても、「迅速に行うよう機会があるたびに求めている」としました。

弁護団からの「事故後に県として東京電力に対し試算データの開示を求めたことはあるのか」との質問には、担当が異なるので求めたことがあるか否かの事実を把握していないとしながらも、求めたことがないのであれば速やかに求めるよう検討したいと回答しました。

各会派に対する要請ではそれぞれ、「重く受け止め、党の幹部に報告する」（自民党）、「東電を公式の場でいただきたい」（民主・県民連合）、「気持ちはみなさんと同じ。今日の要請を受け、みなさんの裁判が福島を代表する裁判であることがよくわかった。今後も協力したい」（共産党）、「東電には企業責任がある。国のエネルギー政策にも大きな問題がある」（ふくしま未来ネット）などに対応しました。



### 3. 今後も継続して

要請後には記者会見も行いました。中島孝・原告団長は、「生業訴訟の姿を伝えることできた。今後も継続して要請活動を行いたい」と述べ、服部浩幸・原告団事務局長は、「多くの被害者を代表する取り組み。生きるための一歩を踏み出すための支援をお願いしたい」と訴えました。

要請行動については、昼のニュースでさっそく流されたのを始め、翌日の各紙が揃って、『「東電に撤回求めよ」知事らに要請』（毎日新聞）、『「東電に働き掛けを」原発訴訟原告団が県に』（福島民友）などの見出しとともに申入れ内容などを報じました。

今回の県関係者に対する要請は、原告団として初めてのものでしたが、原告団の主張は多くの会派の考えとも一致するものであり、県においても大きな方向としては共通するものであることが確認できました。原告団は、今後も県や議会と協力できるものについて連携をとっていく方針でいます。

（弁護士・馬奈木徹太郎）

## 6月21日・22日 現地検証視察のご報告

弁護士 伊藤 真悟

### 1 報告

6月21日・22日に裁判所に検証を申し立てる予定の県内各地を弁護団らで視察に行きまして。参加者は、弁護団から11名、司法修習生（法律家の卵たちです）が10名、朝日新聞の記者が1名（今回の視察は6月23日の朝日新聞朝刊の記事になりました！）、その他原告の方々に適宜協力して頂いて行いました。



初日は、いわき市から出発、北上し、富岡町の原告宅、双葉町の原告宅、浪江町の請戸小学校、浪江町の原告宅、同じく浪江町の原告宅及び牧場を巡り、浪江町を抜けて福島市内へ行きました。その他に、仮置き場や、倒壊した駅前及び商店街などを視察しました。

2日目は、福島市や川俣町を回り、仮設住宅2件、巨大な仮置き場、放射線対策をしている保育園、市内の原告が経営する果樹園を視察しました。

元々弁護団が視察を予定していた場所は全て回る事ができ、所要時間の確認や放射線量の確認、現場の様子を知ることが出来ました。この視察で得た成果を元に、弁護団は検証を申し立て、裁判官らに被害の実態を知らしめるために、今秋に現地を見て回ってもらう予定です。



## 2 感想

私自身帰還困難区域に入るのは初めてで、かなりの衝撃を受けました。線量の高さ（空中線量で10マイクロシーベルト毎時に迫る所もありました）や町の崩壊具合なども衝撃的なのですが、何より原告宅に実際訪れてして感じた、「生活が失われた」感覚というのは現地を見るまで実感できないものでした。

建物が倒壊している上に、家の中に動物の糞が落ちていたり、異臭が漂っていたり、およそ人が帰れる状況ではないのに、宅内にはその人が生活していた歴史を示すものが残っている、そのギャップのもたらす感覚はテレビを見たり本を読んだりするだけではわからないものだと思います。

逆に家自体は素晴らしい作りで大丈夫だったのに、線量の高さ故に戻れずに狭い仮設住宅に住むしかなくなってしまった人もいました。あんなに素晴らしい家を建てるのに要したであろう苦労を考えると、どれだけやるせない気持ちになったんでしょうか。

福島市内でも、中には3マイクロシーベルトにもなるところもあり、居住者の生活の苦労がひしひしと伝わりました。実際に、保育園や農家の方は様々な工夫をこらしていることを知ることができました。しかし、このような努力を多くの方がしている事実は看過されていると思います。

このような被害の実態は必ず裁判官にも伝わると思います。検証の実施に当たっては、多くの原告の方の協力が必要になるとと思いますが、どうかご協力お願いします。今回協力して頂いた原告の方、誠にありがとうございました！



## 3年目の福島を見て

司法修習生

先日、生業弁護団の先生方とともに、福島県を訪れ、被災者の方々が今どのような生活をされているのか、見て来ました。七月集会実行委員の修習生十数名が、原発訴訟分科会のフィールドワークとして実際に福島を見てみよう、ということで、検証のための現場下見に行く先生方と一緒にさせていただいたのです。

私は、今回初めて福島に来ました。帰還困難区域となっている原発近くの地域や、福島市内を訪れ、色々なことを感じ、考えました。



まず強く感じたことは、福島が、自然が豊かで、本当に住み良いところだったのだということです。それは、ただ目で見るだけでなく、原告の方々の生の声を聴いたからこそ感じたことなのだと思います。事故から3年経ち、帰還困難区域内はゴーストタウンとなって荒れ果てており、仮設住宅では、床から天井まで荷物を積み上げて、現在も狭い室内で原告の方が暮らしていました。しかし、今も、どこも緑が多くて自然豊かな土地であることに変わりはありませんでした。そして、原告の方が時折ふっと懐かしそうに漏らす事故前の暮らしのエピソードを聴くと、自然に恵まれた環境の中での暮らしを、福島の人々が本当に楽しんでいたのだということが分かりました。

そういった事故前の様子を想像すると、原発事故一つでそれが失われたことの勿体なさ、むなしさをより一層強く感じました。帰還困難区域も、福島市内も、行く先々どこにでも線量計が置かれていて、私たちは常に被ばくしているという現状を突きつけられます。目には見えづらくとも、普通の街だった事故前とは違っているのだということを、肌で感じます。

訴状や陳述書を読んだだけの時より、原告の方々が原状回復にかける思いがどのようなものか、失った故郷をどれだけ愛していたのかが、伝わってきました。

次に、印象的だったことは、現地で多くの違和感を覚えたことです。

例えば、富岡町では、元住民の方で、防護服を一切着ずに、半そで短パンビーチサンダルでいらっしゃっている方にお会いしました。防護服で身を固めた私達とは、対照的でした。3年経って、線量が高い状

況に慣れてしまったのではないかと思います。

他にも、緑のシートが広くかけられている放射性廃棄物の仮置き場のすぐ横で、田んぼを耕して米を作っている人がいたのにも、ちぐはぐな感じを受けました。

除染のモデルケースとして成功したさくら保育園に行ったときは、他の保育園では行政が外に出てよいと言えれば何も考えずに外遊びをさせているところもある、と伺いました。

3年が経ち、一定程度線量が下がってきている中で、一方では安心感を覚え、懸命に元の生活に戻ろうとし、あるいは無意識に元の通り暮らそうとしている方がいて、他方ではもう戻れない、まだまだ不安があると感じ、現状に失望している方がいらっしゃるということなのだと思います。当初から、原発訴訟では被災者の分断がありました。事故から時間が経った今、さらに被災者の考えが多様化しているという難しい問題を見て取ることができました。

1日目の懇親会で、弁護団の先生方から「3年経って、やはり福島は変わってきている。検証は急がなければならない」という話が出ていました。裁判所が検証に来たときに、多様化した被害の実状を見て、被害が軽くなっているという方向に考えて欲しくないと強く感じました。被害の実状をしっかりと伝えるためには、やはり原告の方の生の言葉を聴いてもらうことが必要不可欠なのではないかと思います。

原告の方々は、思い出したくない、見たくない、という気持ちを抱えながらも、現在の被害の状況を私達修習生にも詳細に語ってくださいました。車を走らせながら、あるいは自宅を案内しながら、目に涙をためながらお話になることもありました。原告の方々をはじめ、弁護団の先生方を含む多くの人達の御協力があって、今回のフィールドワークが実現でき、感謝の気持ちでいっぱいです。

今回現地で見えてきたことを、他の修習生にフィードバックして、多くの人に原発被害の実態を知ってもらい、各地の原発訴訟に興味を持ってもらえるようにしたいと思います。



## 『あなたの福島原発訴訟 ～みんなして「生業を返せ、地域を返せ！」』

原告団・弁護団編の『あなたの福島原発訴訟』が発売されました。

好評発売中！！

裁判の意義や進行状況、原告の方の想い、原告の方の意見陳述などがまとめられた一冊です。これから原告になっていただきたい方に読んでいただきたいのはもちろん、すでに原告になった方にも、法廷でのやりとりなどが理解できる内容となっています。

ぜひぜひお買い求めください（1600円＋税）。また、図書館などに購入のリクエストを出してください。書店を通じての注文も大事です。多くの図書館や書店に本書が並びよう、ご協力をお願いいたします。

かがわ出版やアマゾンのサイトからも注文できます。

かがわ出版：<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/a/0706.html>



## 第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い

弁護団は引き続き、2年目の会費を集めています。年会費は弁護団の訴訟活動の費用に充てられます。

まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

### 【振込先】

みずほ銀行 川崎支店  
普通預金口座 4425545  
口座名義：福島原発事故被害弁護団  
(ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん)

お振込の場合は、こちらの口座にお振込みください。↗